

議案第 43 号

伊賀市手数料条例の一部改正について

伊賀市手数料条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 30 年 2 月 27 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市手数料条例（平成 16 年伊賀市条例第 115 号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 の 3 の項中「530,000 円」を「570,000 円」に、「830,000 円」を「880,000 円」に、「1,010,000 円」を「1,070,000 円」に、「1,120,000 円」を「1,200,000 円」に、「1,420,000 円」を「1,520,000 円」に、「1,660,000 円」を「1,780,000 円」に、「3,880,000 円」を「4,070,000 円」に、「5,100,000 円」を「5,340,000 円」に、「6,290,000 円」を「6,490,000 円」に、「1,130,000 円」を「1,180,000 円」に、「1,340,000 円」を「1,410,000 円」に、「1,500,000 円」を「1,580,000 円」に、「1,830,000 円」を「1,940,000 円」に、「2,140,000 円」を「2,260,000 円」に、「4,350,000 円」を「4,550,000 円」に、「5,570,000 円」を「5,820,000 円」に、「6,770,000 円」を「7,070,000 円」に、「5,750,000 円」を「5,930,000 円」に、「7,250,000 円」を「7,470,000 円」に、「10,700,000 円」を「10,900,000 円」に改め、同表 15 の項中「410,000 円」を「420,000 円」に、「540,000 円」を「560,000 円」に、「700,000 円」を「730,000 円」に、「920,000 円」を「960,000 円」に、「1,040,000 円」を「1,090,000 円」に、「1,600,000 円」を「1,660,000 円」に、「1,820,000 円」を「1,900,000 円」に、「2,030,000 円」を「2,120,000 円」に、「490,000 円」を「530,000 円」に、「630,000 円」を「680,000 円」に、「990,000 円」を「1,030,000 円」に、「1,310,000 円」を「1,410,000 円」に、「1,720,000 円」を「1,780,000 円」に、「3,320,000 円」を「3,430,000 円」に、「4,060,000 円」を「4,190,000 円」に、「4,650,000 円」を「4,800,000 円」に、「9,100,000 円」を「9,320,000 円」に、「12,400,000 円」を「12,600,000 円」に、「17,000,000 円」を「17,300,000 円」に改め、

同表 17 の項中「310,000 円」を「320,000 円」に、「430,000 円」を「460,000 円」に、「720,000 円」を「750,000 円」に、「960,000 円」を「1,020,000 円」に、「1,210,000 円」を「1,300,000 円」に、「2,950,000 円」を「3,150,000 円」に、「3,620,000 円」を「3,870,000 円」に、「4,170,000 円」を「4,460,000 円」に、「2,660,000 円」を「2,690,000 円」に、「3,190,000 円」を「3,230,000 円」に、「4,790,000 円」を「4,830,000 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。